

別紙

諮問第1781号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「保護に関する資料（○年○月から○年○月に○○警察署が実施した警職法第3条1項1号の「泥酔」を理由とする保護措置に関する資料。具体的には、保護措置ごとに、①保護した年月日、②保護した時間、③保護した住所（場所）、④保護した理由、⑤保護を解除した時間、⑥保護に係る苦情の有無を記載した一覧。」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和5年8月4日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年9月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年2月20日に実施機関から理由説明書を収受し、同月26日（第238回第三部会）から同年5月27日（第240回第三部会）まで、3回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、「でい酔者等保護業務管理システムデータ（省略名称：〇〇、保護対象者種別：泥酔者、着手日時：〇年〇月から〇年〇月までの間の部分）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別表に掲げる本件不開示情報について、条例７条２号に該当するとして、これらを不開示とする本件一部開示決定を行った。

イ でい酔者等保護業務管理システムについて

実施機関によると、でい酔者等保護業務管理システムとは、警察官が警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）３条１項、及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下、「警職法」と併せて「警職法等」という。）３条１項に基づき、自傷他害等のおそれがあり、応急の救護を要する泥酔者や酩酊者（以下「泥酔者等」という。）を発見し、保護した場合に、保護するに至った経緯や、保護した時刻、場所など詳細な項目を入力し、その取扱内容を記録しておくものであり、同システムに記録された情報を基に、警職法等に規定された簡易裁判所への通知や、保健所への通報など、警察官に課された義務を履行するとともに、泥酔者等が再度保護等された際、速やかに本人の住所・氏名や、家族・知人等の連絡先等を把握することに活用するものであるとのことである。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

（ア）審査請求人の主張

審査請求人は、本件不開示情報は「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（以下「個人識別情報」という。）又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「利益侵害情報」という。）のどちらにも該当せず、本件一部開示決定には条例７条２号の適用に誤りがあること、また同号ただし書ハ所定の公務員の職務遂行に係る情報に当たり、不開示情報に該当し

ないなどと主張する。

(イ) 実施機関の主張

実施機関は、本件対象公文書は特定警察署の警察職員に泥酔者として保護された各個人に係る情報を収集、蓄積したものであり、全体として個人に関する情報であって、本件不開示情報は、個人識別情報又は利益侵害情報に該当するため条例7条2号本文に該当すること、また警察職員の職務遂行の内容であると同時に警察職員に保護された各個人に係る情報であるから、警察職員の職務遂行の内容であるからといって開示されるものではない旨説明する。

(ウ) 条例7条2号該当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件不開示情報は、特定期間内に特定警察署の警察職員によって泥酔者として保護された者に係る個人に関する情報であると認められる。審査会において、本件不開示情報について、当該情報の性質、内容等につき個別具体的に検討したところ、保護対象者と保護者との関係に係る「続柄」欄、「保護者」欄及び「保護者住所」欄並びに保護対象者の「氏名」欄、「カナ」欄、「生年月日」欄、「年齢」欄、「性別」欄、「職業」欄、「国籍」欄及び「住所」欄に記録されている各情報は、いずれも条例7条2号本文所定の個人識別情報に該当する。また、「保護措置場所」欄、「発見日時」欄、「発見場所区分」欄、「発見場所住所」欄の不開示とした部分、「発見端緒」欄、「発見時の状況」欄、「着手日時」欄の不開示とした部分、「着手時間」欄、「解除日時」欄、「解除区分」欄及び「その他参考」欄に記録されている各情報は、保護措置後に保護対象者が搬送される搬送先の近隣住民等や当時保護対象者と行動を共にしていた者、付近にいて状況を一部見聞きした者等がこれらの情報に接すれば、保護対象者を識別することが可能になり得るものであると認められるから、いずれも個人識別情報に該当する。

さらに、保護対象者に係る「参考1」欄、「参考2」欄、「参考3」欄、「現金」欄及び「前歴有無」欄に記録されている情報は、個人識別情報に該当しないが、警察職員によって泥酔者として保護されたことに係る情報であるから、個人の人格と密接に関係する情報といえ、一般的に他者に知られることを忌避する性質の

情報であると認められるのであり、いずれも条例7条2号本文所定の利益侵害情報に該当するものと認められる。

次に、本件不開示情報の同号ただし書ハ該当性について審査会が検討するに、同号ただし書ハにいう「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいうとされているところ、本件不開示情報は、その一部に警察職員の職務遂行情報と認められるものがあつたとしても、全体として警察職員に保護された個人の情報であつて、他に同号ただし書ハにより開示すべきものがあるとは認められない。また、その内容及び性質上、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しない。

したがって、本件不開示情報は、条例7条2号に該当することから、本件一部開示決定は妥当である。

(エ) 本件不開示情報に係る理由付記について

審査請求人は、本件不開示情報の理由付記に対して、東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）8条1項が求める不開示情報の理由付記の程度は、該当する条項を示すだけでは足りず、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分を行ったかを記載しなければならない等と述べ、瑕疵ある処分であるため取消しを免れないなどと主張する。

これに対して実施機関は、本件対象公文書は全体として警察職員に「泥酔者」として保護された個人それぞれに係る情報であり、誰のいかなる法益を害するのかは明示されるまでもなく警察職員に保護された個人であり、本件不開示情報は具体的に記載され、その根拠規定及び不開示理由も明記されている旨説明する。

審査会が本件一部開示決定通知書を見分したところ、本件不開示情報が明記されている上、不開示とする根拠規定が条例7条2号であること及び当該規定を適用する理由が記載されており、その記載内容から不開示理由を客観的に理解できる程度に記載されていると認められ、本件一部開示決定に係る理由付記に不合理な点は認められず、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表 本件不開示情報

本件不開示情報	根拠規定
・「保護措置場所」欄 ・「続柄」欄 ・「保護者」欄 ・「保護者住所」欄 ・「発見日時」欄 ・「発見場所区分」欄 ・「発見場所住所」欄の不開示とした部分 ・「発見端緒」欄 ・「発見時の状況」欄 ・「着手日時」欄の不開示とした部分 ・「着手時間」欄 ・「解除日時」欄 ・「解除区分」欄 ・「その他参考」欄 ・「氏名」欄 ・「カナ」欄 ・「生年月日」欄 ・「年齢」欄 ・「性別」欄 ・「職業」欄 ・「国籍」欄 ・「住所」欄 ・「参考１」欄 ・「参考２」欄 ・「参考３」欄 ・「現金」欄 ・「前歴有無」欄 以上各欄及び不開示とした部分に記録されている情報	条例７条２号